

計画策定に関する基本的な考え方(案)について

1. 計画期間

令和7年度(2025年度)から令和12年度(2030年度)までの6年間とし、社会情勢等に伴って変動があった場合には必要に応じて評価・見直しを行うものとして。

(別紙)計画期間【健康こなん21計画・湖南省自殺対策計画】

2. 策定スケジュール

(別紙)第3次健康こなん21計画・第2次自殺対策計画策定スケジュール参照

3. 策定方針

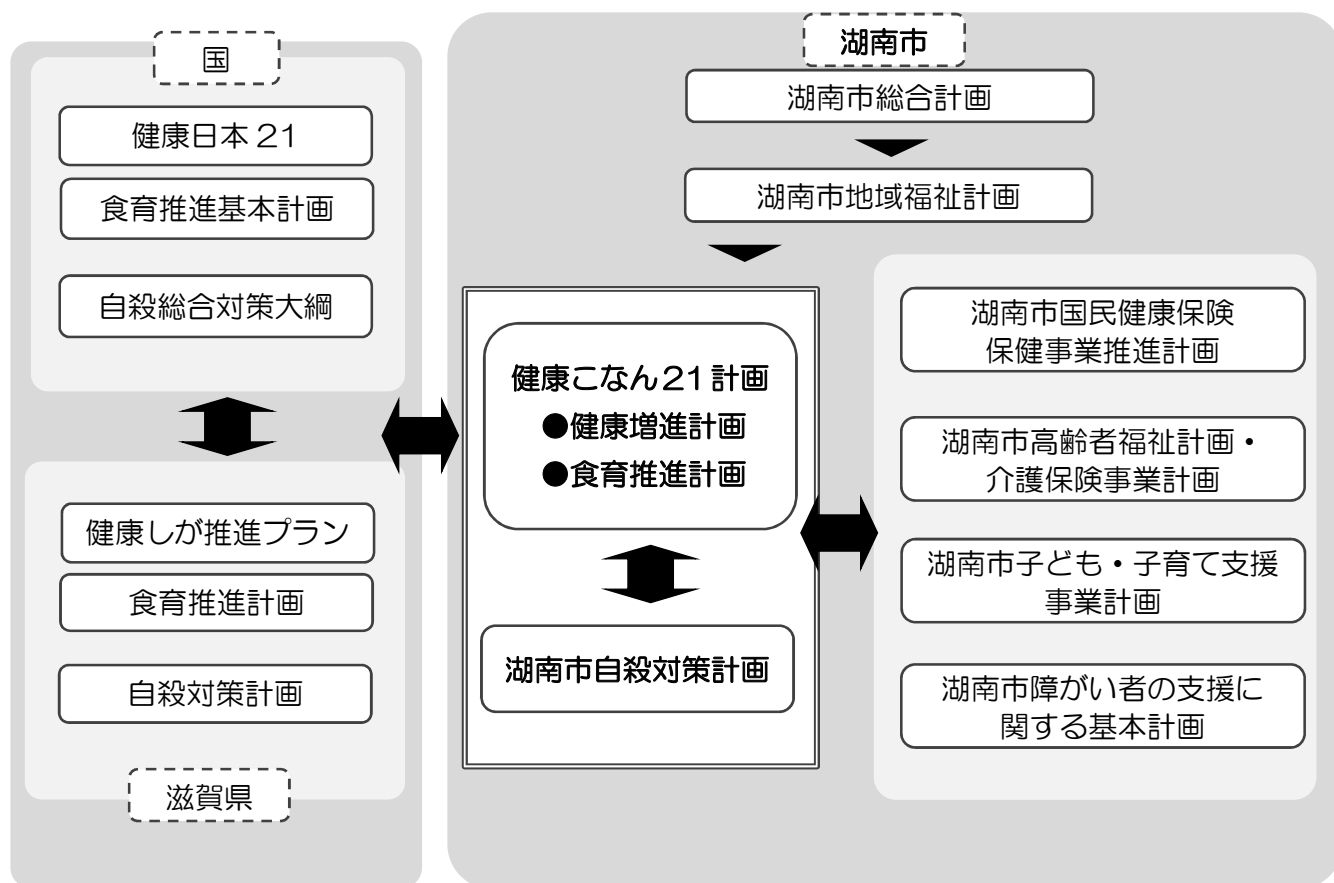
健康こなん21計画の基本理念「生涯を通じて人が輝ける健康なまちづくり」および湖南省自殺対策計画の基本目標「“生命(いのち)輝く”誰も自殺に追い込まれることのない地域社会の実現」を原則現行計画から引き継ぐものとして、以下の方針により計画を策定します。

(1) 共通事項

方針1 市および国・滋賀県の上位・関連計画との整合を図ります

- 上位計画である「第二次湖南省総合計画後期基本計画(令和3年4月)」および「湖南省第四次地域福祉計画・地域福祉活動計画(令和4年3月)」、保健福祉分野などの関連計画との整合を図ります。
- 国の「健康日本21計画(第3次)」、「食育推進基本計画(第4次)」、「自殺総合対策大綱(平成4年10月閣議決定)および滋賀県の「健康いきいき21健康しが推進プラン(第3次策定中)」、「滋賀県食育推進計画(第3次策定中)」、「滋賀県自殺対策計画(第2次)」との整合を図ります。

■図 計画の位置づけ



方針2 SDGsの視点を取り入れます

- 本市は、令和2年(2020年)7月に「[SDGs未来都市](#)」として内閣総理大臣から認定を受けており、持続可能なまちづくりに取り組んでいます。
- このことから、市民・地域・事業所・関係団体など多様な主体の声を積極的に取り入れ、誰一人取り残さないきめ細やかな計画を目指します。

方針3 計画の進捗を踏まえつつ効率的・効果的な施策の再構築を行います

- 統計や諸指標の動向、各種調査結果等により計画の進捗を評価し、法制度の変化や社会動向を踏まえ、課題と取組方針を見直し、[実効性のあるアクションプラン](#)として[施策の再構築](#)と[体系的に整理](#)することで計画書の視認性を向上させ、市民や事業所などが見ても[わかりやすく](#)、[使いやすい計画書](#)を目指します。

(別紙)健康こなん21計画(第2次)施策体系図

※体系的に整理することのイメージとしての参考資料です。

(2)各計画

効率的・効果的な施策の再構築を行うため、施策検討の方針を次のとおり定めます。

① 第3次健康こなん21計画(健康増進計画・食育推進計画)

○ 国の方向性

すべての市民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、誰一人取り残さない健康づくりの展開とより実効性をもつ取組の推進を通じて、市民の健康寿命を延ばし、活力ある持続可能な社会を築くとともに、市民の誰もが生活の質を高め、幸せを追及し生きがいを持ち続けることができる社会を目指します。

また、食を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、今後取り組むべき重点事項として、生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、持続可能な食を支える食育の推進、「新たな日常」やデジタル化に対応した食育を推進します。

方針1 「誰一人取り残さない」健康づくりの視点を取り入れます

- ライフステージ(青年期・壮年期・高年期)やライフコース(胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくり)に関するアプローチの視点を取り入れます。また、性別ごと(特に女性)の取組としての整理についても検討します。
- 行動変容ステージモデルにより、市民の健康意識を「無関心期」・「準備期」・「実行期」の3つのステージに振り分けるためのアンケート調査を行い、ステージごとに施策を検討します。

方針2 「市民の健康づくりの将来像」から施策を検討します

- 国は「自然に健康になれる環境づくり」の視点を取り入れることを明記しています。
- 現行計画では、「市民の取り組み」として、市民が取り組む事柄として整理していますが市民への周知は限定的です。新たな計画策定にあたっては、行政や関係機関等が施策を講じることによって市民の行動が自然に実現していくことを理想として「市民の健康づくりの将来像」として整理し、設定した将来像の実現に必要な施策を検討するバックキャストの思考法を取り入れ効果的な計画を目指します。

方針3 地域計画の策定によりきめ細やかな施策を検討します

- 本市は他市に比較するとコンパクトにまとまった自治体ではありますが、地域の伝統、風土等が異なるため健康課題は様々です。例えば、水戸地域では年齢層が比較的若く、外国人比率が高いなどの特色があります。
- 現行計画の特色として、小学校区別の重点的な取組として整理された地域計

画を引き継ぎ、現在の本市のまちづくりの方向性である「小規模多機能自治構想」の新たな生活圏の枠組みとなる、4つの中学校区別で整理を行い、地域へのヒアリング等を通して計画の精度を高めます。

方針4 デジタル化に対応した施策を検討します

- スマートフォン等の活用や、学校現場でのICT教育など時代に即した方法で効果的な健康づくりを目指します。

② 第2次湖南省自殺対策計画

○ 国の方向性

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題です。このような、基本認識の下、自殺対策を、生きることの包括的な支援として、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策と連携を図り、総合的に推進していきます

方針1 「誰一人取り残さない」自殺対策の視点を取り入れます

- 庁内関係部署および関係機関、市内企業やボランティア団体など基礎自治体が持つきめ細やかな連携の強みを生かした施策として整理します。
- 現行計画における関係機関等との連携体制を軸として、関係者へのヒアリング等を通じた地域の新たな課題に即応できる必要な体制の再構築および施策の検討を行います。

方針2 国の方針に基づく施策の強化を行います

- 令和4年10月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱では、コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取り組みに加え、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」「女性に対する支援の強化」「地域自殺対策の取組強化」「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進」を追加しており、本市においても総合的な自殺対策の更なる推進・強化を図るべく施策の検討を行います。

計画期間【健康こなん21計画・湖南省自殺対策計画】

計画の期間は、令和7年度(2025年度)から令和12年度(2030年度)までの6年間とし、社会情勢等に伴って変動があった場合には必要に応じて評価・見直しを行うものとします。

◎健康こなん21計画【健康増進計画・食育推進計画】(国・滋賀県比較)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
湖南省	健康増進計画	健康こなん21計画(第2次) 計画期間:7年(H30~R6)※2年延長							健康こなん21計画(第3次) 計画期間:6年(R7~R12)					
	食育推進計画													
国	健康日本21	第2次 計画期間:12年(H25~R5)						第3次 計画期間:12年(R6~R17)※R11中間評価						
	食育推進基本計画	第3次			第4次 計画期間:5年(R3~R7)				第5次 未定					
滋賀県	健康しが推進プラン	第2次 計画期間:6年(H30~R5)						第3次 策定中						
	食育推進計画	第2次 計画期間:6年(H30~R5)						第3次 策定中						

◎湖南省自殺対策計画(国・滋賀県比較)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
湖南省	自殺対策計画	第1次 計画期間:6年(R1~R6)※1年延長						第2次 計画期間:6年(R7~R12)						
国	自殺総合対策大綱	平成29年7月閣議決定				平成4年10月閣議決定 ※								
滋賀県	自殺対策計画	第1次 計画期間:5年(H30~R4)				第2次 計画期間:5年(R5~R9)								

※自殺総合対策大綱は、自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるものであり、おおむね5年を目途に見直される。

(別紙)第3次健康こなん21計画・第2次自殺対策計画策定スケジュール

作業項目	令和5年度												令和6年度																				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月									
策定作業	策定方針の確認、検討																																
					現状把握と状況変化の分析																												
					・達成状況等調査 ・課題の整理																												
									ヒアリング調査・分析																								
	アンケート内容決定		作成/配布/回収				分析																										
									<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念 ・将来像(全体目標:KPI 設定) ・計画体系/重点施策 など 				計画方針作成		方針調整		計画(素案)作成		検討・調整				計画(案)作成		計画書の印刷				計画の策定				
									施策内容の検討				<ul style="list-style-type: none"> ・施策立案 ・地区別調査作成 等 																				
体制と市民・事業者協働					第1回 ・基本的な考え方について ・アンケート調査票について				第2回 ・現行計画の効果検証 ・アンケート調査結果(速報)				第3回 ・アンケート調査結果 ・計画方針について				第4回 計画(素案)について				第5回 計画(最終案)について												
	委員公募		アンケート調査		ヒアリング調査								パブコメ																				
	市民への情報提供 意見募集など																																
広報(広報紙、ホームページなど)																																	

国の動向関係資料(新たなプランのポイント)

※赤字が追加・変更項目

健康日本21(第3次)で新たに盛り込まれた事項

「誰一人取り残さない健康づくり」や「より実効性をもつ取組の推進」に取り組むため、以下の新しい視点を取り入れる。

①女性の健康については、これまで目だしされておらず、性差に着目した取組が少ない	⇒	女性の健康を明記
②健康に関心の薄い者など幅広い世代に対して、生活習慣を改めることができるようなアプローチが必要	⇒	自然に健康になれる環境づくり
③行政だけでなく、多様な主体を巻き込んだ健康づくりの取組をさらに進める必要	⇒	他計画や施策との連携も含む目標設定
④目標や施策の概要については記載があるが、具体的にどのように現場で取組を行えばよいかを示されていない	⇒	アクションプランの提示
⑤PHRなどICTを活用する取組は一定程度進めてきたが、さらなる推進が必要	⇒	個人の健康情報の見える化・利活用について記載を具体化

新たに設定された目標

個人の行動と健康状態の改善	⇒	睡眠時間が十分に確保できている者の増加
	⇒	COPD(慢性閉塞性肺疾患)の死亡率の減少
社会環境の質の向上	⇒	「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」の推進
	⇒	健康経営の推進
ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり(女性の健康)	⇒	骨粗鬆症検診受診率の向上

第4次食育推進基本計画で新たに盛り込まれた事項

第3次食育推進基本計画

【重点課題】

- (1)若い世代を中心とした食育の推進
- (2)多様な暮らしに対応した食育の推進
- (3)健康寿命の延伸につながる食育の推進
- (4)食の循環や環境を意識した食育の推進
- (5)食文化の継承に向けた食育の推進

【基本的な取組方針】

- (1)国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- (2)食に関する感謝の念と理解
- (3)食育推進運動の展開
- (4)子供の食育における保護者、教育関係者等の役割
- (5)食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- (6)我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- (7)食品の安全性の確保等における食育の役割

第4次食育推進基本計画

【基本的な方針(重点事項)】

- 国民の健康の視点～生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
 社会・環境・文化の視点～持続可能な食を支える食育の推進
 横断的な視点～「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進

【推進する内容】

1. 家庭における食育の推進
2. 学校、保育所等における食育の推進
3. 地域における食育の推進
4. 食育推進運動の展開
5. 生産者と消費者との交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
6. 食文化の継承のための活動への支援等
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

【新たに設定された目標】

5 学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす	⇒	⑥栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数
6 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす	⇒	⑪1日当たりの食塩摂取量の平均値
	⇒	⑫1日当たりの野菜摂取量の平均値
	⇒	⑬1日当たりの果物摂取量100g未満の者の割合
11 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす	⇒	⑱産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合
12 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす	⇒	⑲環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合
14 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす	⇒	㉒郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている国民の割合

自殺総合対策大綱改正で新たに盛り込まれた内容

【自殺の現状と自殺総合対策における基本認識】

⇒ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進

【自殺総合対策の基本方針】

1. 生きることの包括的な支援として推進する

⇒ 自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持つ旨を明確化

2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

⇒ 子ども家庭庁(令和5年4月に設立)、孤独・孤立対策等との連携

5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

⇒ 地域の支援機関のネットワーク化を推進し必要な情報を共有する地域プラットフォームづくりを支援

6. 自殺者等の名誉及び生活の平穏に配慮する(新)

⇒ 自殺者、自殺未遂者、親族等への配慮

【自殺総合対策における当面の重点施策】

【その拡充内容】

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

⇒ ■地域自殺対策推進センターへの支援

2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す

⇒ ■児童生徒の自殺対策に資する教育の実施

⇒ ■自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発

3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

⇒ ■自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用

⇒ ■子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動

⇒ ■コロナ禍における自殺等の調査

4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

⇒ ■ゲートキーパーの養成

⇒ ■自殺対策従事者への心のケア

⇒ ■家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

⇒ ■職場におけるメンタルヘルス対策の推進

6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

⇒ ■精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等

■子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備

- 7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
 - ⇒ ■相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化
 - ⇒ ■ICT(インターネット・SNS等)活用
 - ⇒ ■インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化
 - ⇒ ■性的マイノリティの方等に対する支援の充実
 - ⇒ ■自殺対策に資する居場所づくりの推進
 - ⇒ ■報道機関に対するWHOガイドライン等の周知
 - ⇒ ■自殺対策に関する国際協力の推進
- 8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
 - ⇒ ■医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
- 9. 遺された人への支援を充実する
 - ⇒ ■家族等の身近な支援者に対する支援
 - ⇒ ■学校、職場等での事後対応の促進
 - ⇒ ■遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報 提供の推進等
 - ⇒ ■遺児等への支援
- 10. 民間団体との連携を強化する
 - ⇒ ■民間団体の相談事業に対する支援
- 11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
 - ⇒ ■学生・生徒への支援充実
 - ⇒ ■SOSの出し方に関する教育の推進
 - ⇒ ■子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実
 - ⇒ ■知人等への支援
 - ⇒ ■子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備
- 12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
 - ⇒ ■長時間労働の是正
 - ⇒ ■ハラスメント防止対策
- 13. 女性の自殺対策を更に推進する(新)
 - ⇒ ■妊産婦への支援の充実
 - ⇒ ■コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
 - ⇒ ■困難な問題を抱える女性への支援

健康こなん21計画(第2次) 施策体系図

